

2019年11月

# 相続税の仕組みと 相続税対策の基礎

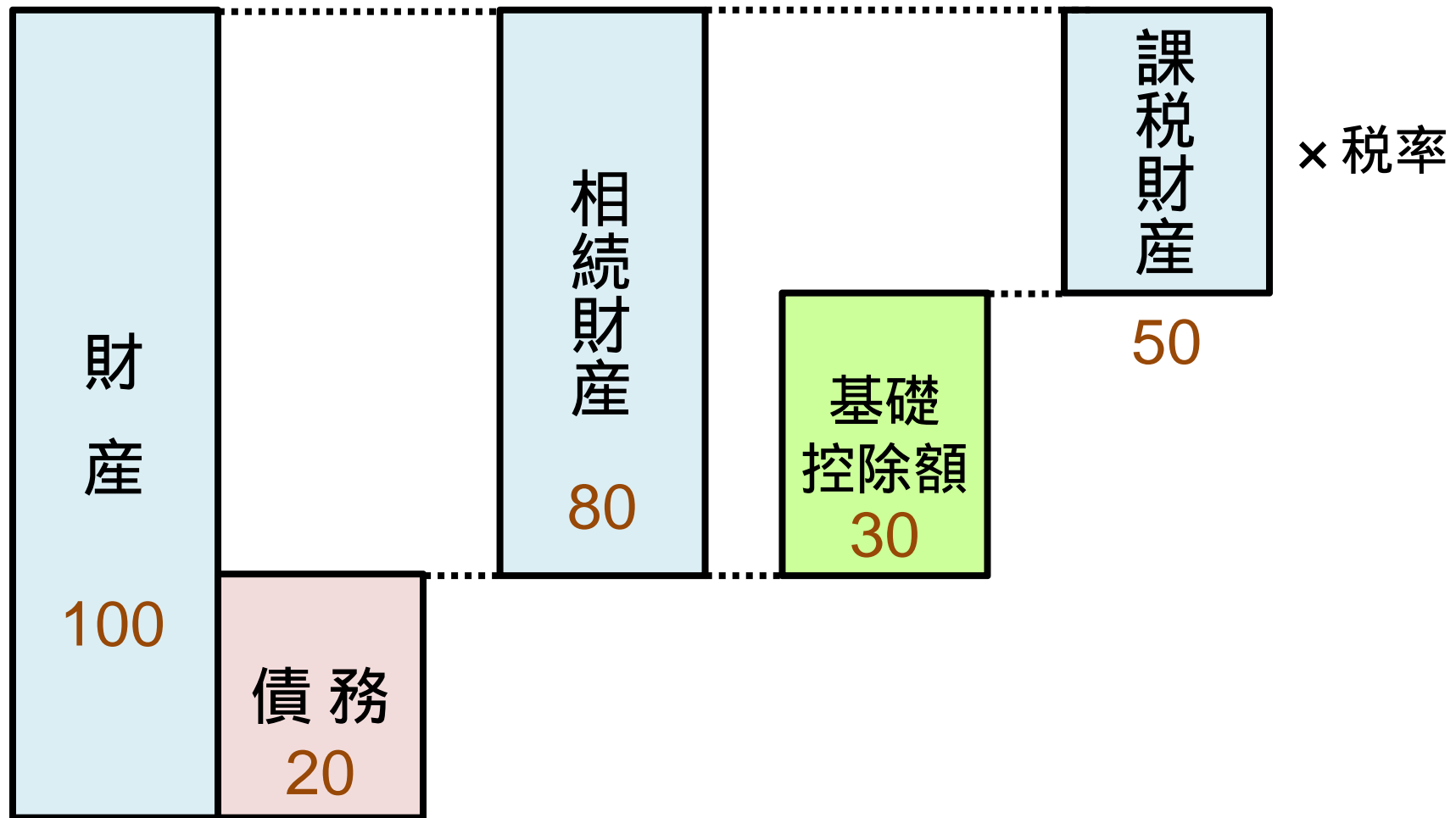
A & K パートナーズ税理士法人  
秋山税理士事務所  
(株) 秋山総合研究所

1. 相続税の概要
2. 相続税の計算例
3. 相続税対策





# 1. 相続税の概要

## 計算のイメージ

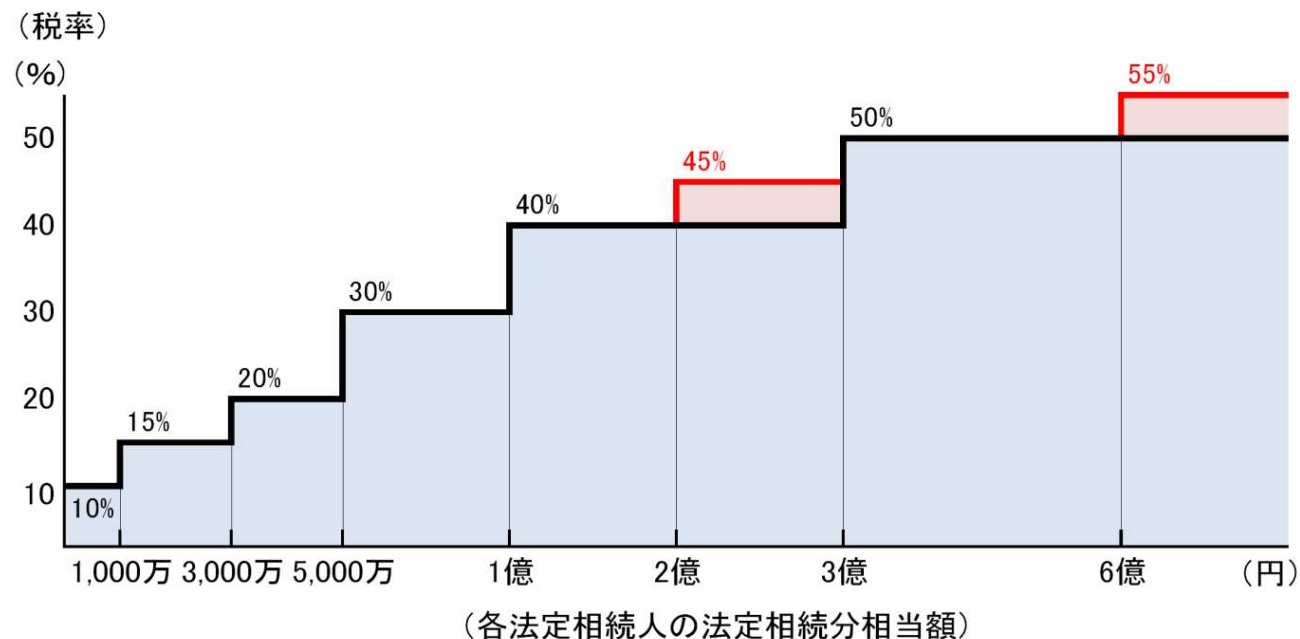


# 1. 相続税の概要

## (1) 相続税の基礎控除の引下げ (平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用)

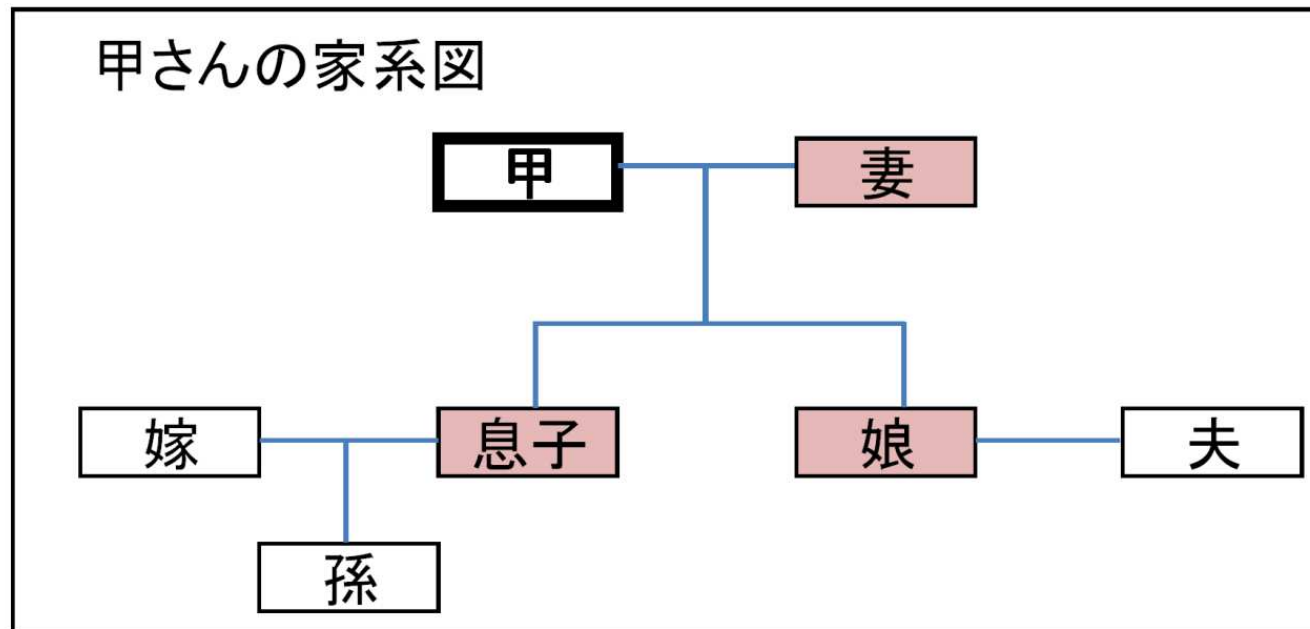
旧法	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$		
現在	$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人数}$		

## (2) 相続税の税率の見直し (平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用)



## 2. 相続税の計算例

甲さん(70才)は東京近郊のご自宅に奥様と二人で住んでいます。  
子供は息子と娘がありますが、二人とも結婚し経済的に独立しています。



最近増税が話題になることが多いので、甲さんは相続税の試算をしてみました。



## 2. 相続税の計算例

甲さんの財産	旧法	現行
土地(自宅)	4,500万円	4,500万円
建物(自宅)	500万円	500万円
預金	2,000万円	2,000万円
合計	7,000万円	7,000万円
基礎控除	8,000万円	4,800万円
課税財産	0円	2,200万円
相続税額	0円	225万円

(45万円/㎡ × 100㎡)

相続税が  
課せられる人  
が増えた!

### 基礎控除の計算

旧法・・・5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円

現行・・・**3,000万円** + **600万円** × 3人 = 4,800万円



### 基礎控除額の早見表

3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

法定相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円
6人	6,600万円

## 2. 相続税の計算例

### 小規模宅地等の特例について

特例の対象となる宅地等	減額割合	限度面積
特定事業用宅地等	80%	400m <sup>2</sup>
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	50%	330m <sup>2</sup>
貸付事業用宅地等		

### 甲さんの財産の評価

	小規模適用前	小規模適用後
土地(自宅)	4,500万円	900万円
建物(自宅)	500万円	500万円
預金	2,000万円	2,000万円
合計	7,000万円	3,400万円
基礎控除	4,800万円	4,800万円
課税財産	2,200万円	0円
相続税額	225万円	0円

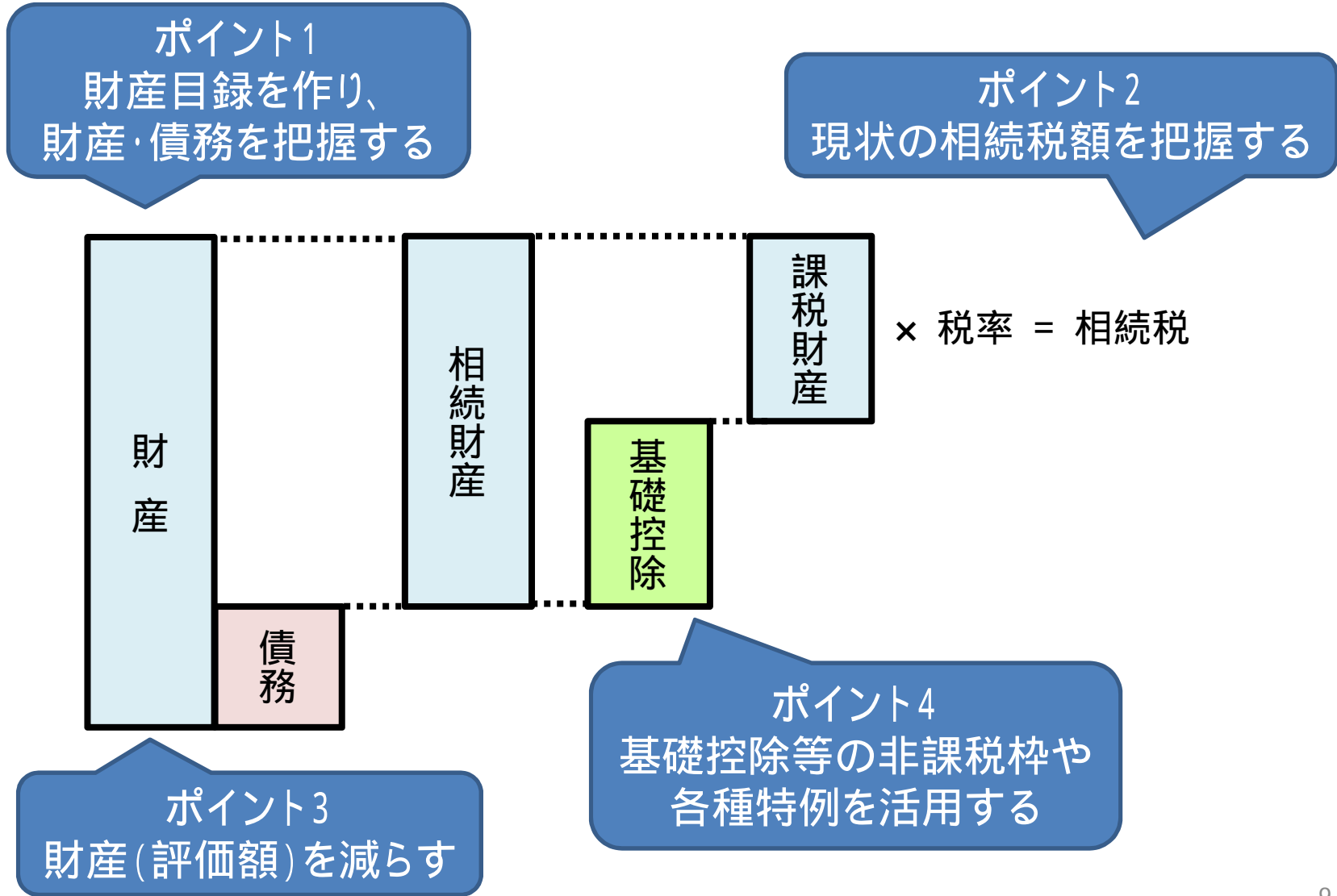
80%  
減額





### 3.相続税対策

#### (1) 相続税対策の手順



#### (2)相続税対策の具体例

1 生前贈与・・・相続財産を減らして、相続税額を減らす効果

2 親子同居・・・親子で同居すると、最大80%の宅地の評価減あり

3 養子縁組・・・基礎控除額が増える等のメリット

4 生命保険・・・生命保険金の非課税限度額等のメリット

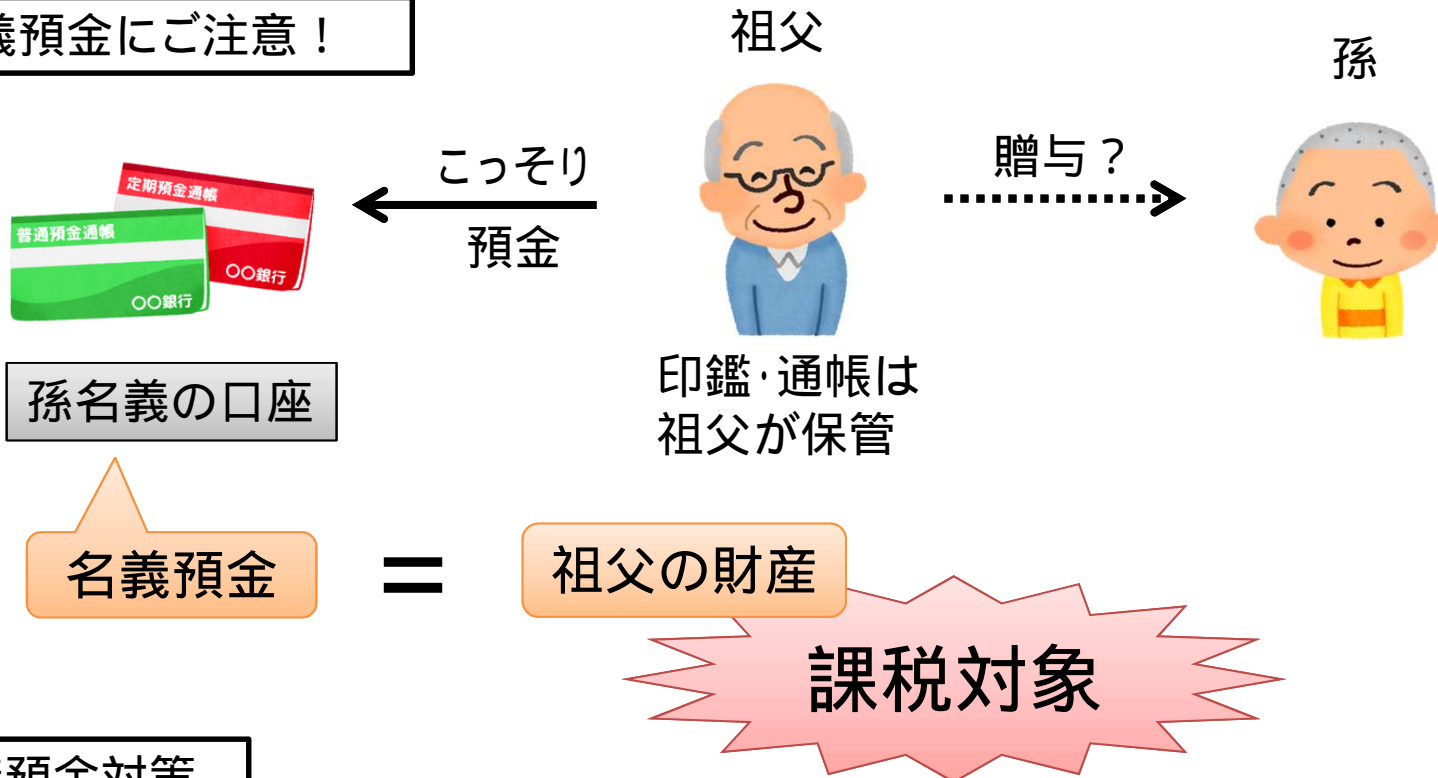
5 所有不動産の活用、資産の組替え・・・納税資金の準備等

6 会社の活用・・・所得の分散等のメリット

### 3. 相続税対策

#### (3) 贈与に関する注意点

#### 名義預金にご注意！



#### 名義預金対策

- ・贈与契約書など、贈与したことの証拠を残す
- ・名義人(孫)が口座を管理できるようにしておく
- ・贈与税の申告(孫)をする

おわりに・・・

**相続税対策を進めるには、まず現状の財産を正確に把握する必要があります。**

**また、節税対策は十人十色で、適用要件が複雑な制度もあります。必ず専門家にご相談下さい。**

A & K パートナーズ税理士法人  
秋山税理士事務所  
電話：03-3702-7011  
メール：daihyou@akiyama-akp.or.jp

